



ウクライナと敵基地攻撃と憲法9条と

□ シアのウクライナ侵攻から1年3か月余が経過した。

報道によると、ウクライナは「大規模な反転攻勢」を開始したとのことだ。欧米諸国から提供された最新鋭の兵器で、ロシアに対する「敵基地攻撃」を始めたのだ。

この「法民」が皆様のお手元に届く頃、戦況はどうなっているのだろうか。

ロシア・ウクライナ戦争が始まってから、折しも日本では「敵基地攻撃能力」ないし「反撃能力」の保有について激しい議論が交わされてきた。憲法9条の解釈としての「専守防衛」を逸脱するのではないか、また必然的に相手国との攻撃の応酬となり「安全保障」どころか戦争の惨禍をもたらすのではないかと、という議論である。

こうした議論を勉強して、私は「専守防衛」について誤解していたことが分かった。

私は、専守防衛論では、現実には武力攻撃がなされた場合には、「敵基地」・「敵地」に対する反撃も可能なのだと思っていた。

しかし専守防衛とは、正しくは、他国からの武力攻撃がなされた場合、これを日本の領域外に排除するため、あくまでも日本の領域内に限って軍事行動ができるというものなのだ。日本は、武力攻撃を受けても、「敵基地」・「敵地」に届くような反撃をしてはいけなかったのだ。私は「専守防衛」を多少見直した。(もっとも、集団的自衛権の行使は明らかに専守防衛ではないが、その場合の地理的限界はわからない)。

この「専守防衛」を、昨年12月16日閣議決定された安保3文書は、初めて投げ捨てるとう宣言したのだ。大変な時代になってきた。

ウクライナは今まで、ロシア領内への攻撃、「敵基地攻撃」をしてこなかった。それは、軍事的に不可能だからではなく、戦争の激化を避けるためなのだろうと私は思ってきた。元航空自衛隊幹部の同様の見解を読んだこともある。ウクライナが「大規模な反転攻勢」に突き進んだら、ロシアの猛反撃を呼び込み、核攻撃を含む大戦争になる危険があるのではないだろうか。気が気ではない。

ウクライナの闘いが、非道な軍事侵攻に対する正当防衛であることは間違いない。しかしだからといって私は、「ロシアに勝つまで頑張り」とウクライナを応援する気持ちには、どうしてもなれない。ウクライナ・

ロシア両軍の死者は35万人を超え、市民の死者は約8500人という。どんな譲歩をしても、どれほど悔しくても、何とかして一刻も早く停戦をしてほしい。領土や民族を巡る難問は、話し合いで解決してほしい。

「人を殺傷する」ことで紛争を解決するなどという野蛮なことが、今の時代にも平然と通用していることが、本当に信じられない。ゼレンスキー大統領は「何十年かかって、2014年以降奪われた領土を全て奪還する」と演説するが、本心では異を唱えたいウクライナ人も多いのではないかと。ロシア国内にも、命の危険を冒しても反戦を叫ぶ多くの市民がいることを忘れてはならない。

自国の領域内であれ武力行使をし、相手国の兵士を殺傷すれば、憎しみの連鎖と攻撃の応酬になり、戦争は終わらない。そのことを、今回はからずも見せつけられてしまったような気がする。

国内外におびただしい戦争の惨禍をもたらし、その帰結として世界に誇る平和憲法を持った日本は、「専守防衛」ではなく、9条の文言どおり完全な非武装に徹し、その上で、戦争を始めさせないための、真剣な平和外交を行うべきだ。それが一番の「安全保障」なのだとすることを、世界に示すべきだ。敵基地攻撃能力だの軍事費増だのではなく、ウクライナとロシアの仲介役を買って出るべきだ。

平和憲法の下で生まれ育ってきた法律家の1人として、心からそう思う。

(6月11日記 弁護士 米倉洋子)

次号予告

「法と民主主義」2023年8/9月号(No.581)

【特集】

「新しい戦前」という言葉を
独り歩きさせてはならない(仮題)

【お詫びと訂正】

2023年6月号(No.579)の安藤由香里論文に誤りがありました。

・15頁第2段2行目

【誤】現行入管法52条3項

【正】現行入管法53条3項

訂正して、お詫び申し上げます。

(編集委員会)

●針生誠吉基金●

本誌は、故針生誠吉先生からの多額のご寄付によって、発行を支援していただいております。